

公益社団法人

雲南法人会会報

雲南

2023

66号



## 目次

活動報告	1
青年部活動報告	2
女性部活動報告	3
小学生の「税に関する絵はがきコンクール」	4
租税教室開催報告	5
令和四年度納税表彰	5
行動する法人会	6
令和5年度税制改正に関する提言（要約）	8
各種全国大会開催報告	10
新入会員紹介	10
自主点検チェックシート	11
会員企業紹介	12
大東税務署からのお知らせ	14
情報コーナー	21
福利厚生制度PR	22

## 《表紙》

出雲横田駅（木次線）

### 法人会とは

正しい税知識を身につけたい。もっと積極的な経営をめざしたい。社会の役に立ちたい。そんな経営者の皆さんを支援する全国組織、それが法人会です。現在、約75万社の会員企業、41都道府県に440の会を擁する団体です。

税のオピニオンリーダーとしての貢献はもとより、会員の研鑽を支援する各種の研修会、また、地域振興やボランティアなど地域に密着した活動を積極的に行っています。健全な納税者の団体、よき経営者をめざすものの団体、これが法人会です。

### 法人会の理念

法人会は税のオピニオンリーダーとして  
企業の発展を支援し 地域の振興に寄与し  
国と社会の繁栄に貢献する  
経営者の団体である

## 活動報告

### 支部・地区研修会を開催

支部活動として11月～2月にかけて、雲南市支部（5地区）、奥出雲支部、飯南支部それぞれの地区で研修会を開催しました。研修会は、大東税務署 松田顕彦署長より「税務行政の現在、過去、未来」の演題で講演いただきました。鳥根県大田市ご出身との自己紹介の後、鳥根県内の税務署の推移、税種目の推移など詳しく説明いただきました。また、納税者の利便性の向上に繋がる税務手続きのデジタル化など税務行政の将来像についてもお話いただき聴講者は熱心に耳を傾けていました。

次に、崎間総務課長からは金融機関や税務署等の窓口に行く必要のないキャッシュレス納付の説明や、パソコンやスマートフォンでのオンラインでできる手続きについてご説明いただきました。



飯南支部 松田署長による講演の様子



木次地区



加茂地区



掛合・吉田地区

### 税務研修会を開催

11月、大東税務署にご協力いただき、雲南市（会場：三刀屋交流センター）・奥出雲町（会場：カルチャープラザ仁多）・飯南町（会場：飯南町商工会本所）の各地区において税知識の理解と普及を目的とした実務担当者向けの税務研修会を開催しました。研修は「年末調整について」の映像を視聴後、大東税務署日原上席国税調査官より主な変更点や年末調整の電子化、間違いやすい点などわかりやすく説明いただき、参加者はメモを取りながら熱心に耳を傾けていました。



### 税の啓発本「おじいさんの赤いつぼ」「租税教育用下敷き」を贈呈

「税を考える週間」における税の啓発活動として、雲南管内の小学6年生に税の啓発本「おじいさんの赤いつぼ」と「租税教育用下敷き」を贈呈しました。啓発本と下敷きは雲南市、奥出雲町、飯南町の各教育委員会へ贈呈し各学校に配付していただきました。税の啓発本はマンガでわかりやすい内容になっており、租税教室や税の絵はがきコンクールとともに、子どもたちが税の重要性やしきみなど理解を深めるきっかけになればと思います。租税教育用下敷きは、雲南税務関連五団体連絡協議会が作成したものです。



## 株式会社きこり代表取締役 大高賢二氏 健康経営大賞最優秀賞受賞おめでとうございます。

11月24～25日に開催されました、全国青年の集い沖縄大会「健康経営大賞2022in沖縄」で、当会青年部会の(株)きこり代表取締役 大高賢二氏が部会員企業部門においてみごと最優秀賞を受賞されました。部会員企業部門では、約170社のエントリーがあり5社がファイナリストとして選出され会場で事例発表がありました。(株)きこりさんでは、日頃から専門家と連携して会社での職業病予防に取り組んでおられ、その活動や成果を発表いただきました。



## 青年部活動報告

### 奉仕活動、親睦会を開催

11月10日、社会貢献活動の一環として奥出雲町の「三成公園」で青年部会員他24名が参加し清掃活動を実施しました。休日には町内外から多くの家族連れが訪れる公園の駐車場や公園内のごみ拾いをし、利用される方が気持ちよく過ごしていただけるよう活動しました。コロナ禍で3年振りの開催となりましたが、今後も地域の活性化の一助となるよう活動していきたいと思えます。

また、清掃活動終了後、場所を奥出雲ワイルドグランピングに移動し親睦会を開催しました。懇親会の前に、全国青年の集い沖縄大会で健康経営大賞のファイナリストとして発表される(株)きこり代表取締役 大高賢二氏の壮行会を開催し皆で健闘を祈りました。



### 青年部会連絡協議会研修会に参加

2月6日、島根県法人会連合会青年部会連絡協議会研修会が、大田市温泉津町の路庵で開催され、当法人会青年部会からは5名が参加しました。

研修会は、西念寺寺庭（住職の妻）を努めながら、ゲストハウス、コインランドリー、旅するキッチン運営しておられる、(株)WATOWA代表取締役 近江雅子氏による講演会がありました。東京から温泉津にJターンされ、懐かしさの残る街並みにある古民家を改装し温泉津の自然、地域の魅力を活かしながら展開しておられる数々の事業を紹介いただきました。なんだかほっとする田舎での暮らしに価値観を見出し訪れる方も多いのだと感じました。次に、SUKIMONO(株)代表取締役 平下茂親氏の講演もあり、ゲストハウスの見学もさせていただきました。

その後、県法連青年部会連絡協議会と青年の集い健康経営大賞受賞報告会があり、(株)きこり代表取締役 大高賢二氏の発表の後懇親会へと移りました。

## 女性部活動報告

### 園児対象の租税教室紙芝居を実施

11月2日、三刀屋こども園において5歳児15名の参加で租税教育用紙芝居をしました。6月に開催した女性部会税務研修会で、大東税務署より園児に対する租税教育について説明を受け、今後女性部会で取り組みしていくこととなり、今年度は児童の反応をみるため1園での開催をしました。園児に対する租税教育は「きっかけ編」として、お互いが助け合うことの大切さを税の紙芝居などを通して税を知るきっかけをつくることを目的にしています。馴染みのあるキャラクターの登場する税の紙芝居を園児は興味深く真剣な眼差しで見っていました。

来年度は、開催園を増やし取り組みしていきたいと思います。



### 「税に関する絵はがきコンクール」展示準備に参加

女性部会では、10月18日に大東税務署で行われた「税に関する絵はがきコンクール」作品展示準備に参加しました。今年度は雲南管内の小学校から424点の応募があり、作品を展示パネルに貼り付けしました。作品は、「税を考える週間」に各地域のショッピングセンターや交流センターなどで展示され地域の方々にも見ていただきました。



### 女性部会連絡協議会研修会に参加

12月8日、鳥根県法人会連合会女性部会連絡協議会が、益田市の料亭上田で開催され、当法人会女性部会からは都間部会長他3名で参加しました。

始めに開催された理事会では仲佐会長の挨拶の後、各単位会より活動状況の発表がありました。どの単位会も租税教育活動、社会貢献活動など活発に活動しておられ、今後の部会活動に参考になるものでした。

会議終了後には、縁あって益田市にIターンされた、高津川リバーピア(株)代表取締役 上床絵理氏による講演会がありました。益田市の高津地区の古民家の一部を改装してクラフトビールの醸造、販売をしておられ、2023年3月には「クラフト酒場 高角」をグランドオープン予定とのことでした。起業の経緯や地域に根ざしたものづくりをコンセプトに高津川流域の特産品を副材料として醸造されるクラフトビールのお話などパワーを感じました。講演後、高津川リバーピアを見学させていただき充実した有意義な時間を過ごすことができました。



# 小学生の「税に関する絵はがきコンクール」

法人会では租税教育活動の一環として、小学生の「税に関する絵はがきコンクール」の作品募集、パネル展準備、表彰等の活動をしています。  
 本年度は雲南管内28の小学校から計424点の応募があり、雲南地区審査会、島根県審査会において下記のとおり特別賞受賞者が決定しました。

## ◆ 島根県審査会 受賞者

賞名	学校名	学年	氏名
島根県審査員会特別賞	奥出雲町立馬木小学校	6	藤原菜緒美さん
島根県審査員会特別賞	奥出雲町立八川小学校	6	佐藤みのりさん

## ◆ 雲南地区審査会 特別賞受賞者

賞名	学校名	学年	氏名
雲南青色申告会連合会長賞	飯南町立頓原小学校	6	橋村 遥さん
公益社団法人雲南法人会長賞	雲南市立加茂小学校	6	舟木 佳穂さん
雲南地区納税貯蓄組合連合会長賞	雲南市立三刀屋小学校	6	名原 有咲さん
雲南地区租税教育推進協議会代表幹事賞	雲南市立加茂小学校	6	嘉本 麗央さん
大東税務署長賞	雲南市立阿用小学校	6	荒木 志隆さん
島根県東部県民センター所長賞	雲南市立阿用小学校	6	鳥谷 美宇さん
雲南市長賞	雲南市立鍋山小学校	6	渡部 胡音さん
奥出雲町長賞	奥出雲町立三沢小学校	6	山崎 花さん
飯南町長賞	飯南町立赤名小学校	6	三上 麗さん
雲南市教育長賞	雲南市立田井小学校	6	和泉 奏美さん
奥出雲町教育長賞	奥出雲町立布勢小学校	6	宇田川心結さん
飯南町教育長賞	飯南町立頓原小学校	6	渡辺 陽南さん
雲南市青色申告会会長賞	雲南市立斐伊小学校	6	足立 麗衣さん
奥出雲町青色申告会会長賞	奥出雲町立三成小学校	6	田部 彩七さん
飯南町青色申告会会長賞	飯南町立来島小学校	6	三島 紅芭さん
公益社団法人雲南法人会雲南市支部長賞	雲南市立大東小学校	6	福島朱々音さん
公益社団法人雲南法人会奥出雲支部長賞	奥出雲町立三沢小学校	5	吉川 翔竜さん
公益社団法人雲南法人会飯南支部長賞	飯南町立赤名小学校	6	安田紗里奈さん



島根県審査員会特別賞  
馬木小 藤原 菜緒美さん



島根県審査員会特別賞  
八川小 佐藤 みのりさん



雲南青色申告会連合会長賞  
頓原小 橋村 遥さん



公益社団法人雲南法人会長賞  
加茂小 舟木 佳穂さん



雲南地区納税貯蓄組合連合会長賞  
三刀屋小 名原 有咲さん



雲南地区租税教育推進協議会代表幹事賞  
加茂小 嘉本 麗央さん



大東税務署長賞  
阿用小 荒木 志隆さん



島根県東部県民センター所長賞  
阿用小 鳥谷 美宇さん

# 租税教室 開催報告



今年度の租税教室は、雲南税務関連五団体連絡協議会が小学校21校、中学校4校、幼稚園1園を担当し、内小学校18校、中学校3校、幼稚園1園を雲南法人会の役員、青年部会、女性部会の皆さんを中心に講師を務めていただき開催しました。

開催校は次のとおりです。

## (小学校)

開催地	開催校	開催日	担当団体	講師
奥出雲町	鳥上小学校	R4.5.9	納貯	小川和彦
雲南市	木次小学校	R4.5.10	青申会	櫻井伸一
雲南市	大東小学校	R4.5.13	法人会	佐々木晃久・岩佐智好・藤原史典
奥出雲町	阿井小学校	R4.5.16	納貯	八澤豊幸・金山健太
奥出雲町	横田小学校	R4.5.19	法人会	絲原丈嗣
奥出雲町	高尾小学校	R4.5.26	法人会	佐藤和彦
奥出雲町	布勢小学校	R4.5.27	法人会	石原誠太郎・八澤豊幸
飯南町	頓原小学校	R4.5.31	法人会	大森晃一郎・谷口新吾
雲南市	海潮小学校	R4.5.31	法人会	藤原史典
雲南市	掛合小学校	R4.6.3	法人会	中澤太輔
雲南市	寺領小学校	R4.6.7	法人会	大高賢二・難波篤史・小林泰造
飯南町	赤名小学校	R4.6.8	法人会	長谷川孝志
雲南市	西小学校	R4.6.9	法人会	岩佐智好・塩野大
雲南市	吉田小学校	R4.6.14	法人会	高岡裕司
雲南市	三刀屋小学校	R4.6.21	法人会	松尾透
雲南市	阿用小学校	R4.6.23	法人会	塩野大
奥出雲町	八川小学校	R4.6.27	法人会	安部智晃
奥出雲町	三成小学校	R4.6.29	法人会	内田一聡
飯南町	来島小学校	R4.6.30	法人会	後藤幹司
雲南市	鍋山小学校	R4.7.8	法人会	都間ゆかり
奥出雲町	馬木小学校	R4.7.11	法人会	吉川朋実

## (中学校)

開催地	開催校	開催日	担当団体	講師
雲南市	掛合中学校	R4.7.8	法人会	中澤太輔
雲南市	海潮中学校	R4.7.13	税理士会	松前光朋・藤原清文
雲南市	吉田中学校	R5.2.9	法人会	高岡裕司
雲南市	木次中学校	R5.2.17	法人会	小林泰造

## (幼稚園)

開催地	開催校	開催日	担当団体	講師
雲南市	三刀屋こども園	R4.11.2	法人会	都間ゆかり

## 永年の功績をたたえ 令和4年度納税表彰

11月16日、「税を考える週間」に合わせ、大東税務署会議室において令和4年度納税表彰式（大東税務署主催）が盛大に挙行されました。管内を中心に税務行政の運営や納税に関する啓発活動等を行う団体において、その活動に多大な功績を収められた方に対し毎年行われています。

当会からも次の2名の方が法人会活動について高く評価され表彰を受けられました。

受賞された皆様にはその功績を称えるとともに、今後の更なるご活躍を祈念いたします。

### 大東税務署長表彰

理事

**大森 晃一郎氏** [有]大森商事

### 大東税務署長感謝状

青年部会副会長

**吉川 朋実氏** [有]吉川工務店



# 行動する法人会

## — 令和5年度税制改正に関する提言 —

11月30日、地方自治体に対して提言活動を行いました。伊藤会長、加藤税制委員長が雲南市長石飛厚志氏および雲南市議会議長 佐藤隆司氏を訪問し「令和5年度税制改正に関する提言書」を提出しました。



全法連では、令和5年度税制改正に向け、政府・政党に対して提言活動を行いました。

### 自由民主党

予算・税制等に関する政策懇談会(税務・中小企業関係)  
11月1日

財政・金融・証券関係団体委員長  
中山 展宏氏 他



### 公明党

税制改正要望等に関するヒアリング  
11月7日

財政・金融部会長 上田 勇氏 他



### 立憲民主党

税制改正要望ヒアリング  
10月19日

財務金融部門長 階 猛氏 他



### 国民民主党

税制改正要望ヒアリング  
11月7日

税制調査会長 大塚 耕平氏 他





## 日本維新の会

11月16日

財政金融部会長 住吉 寛紀 氏他



## 自由民主党

11月18日

税制調査会長 宮沢 洋一 氏

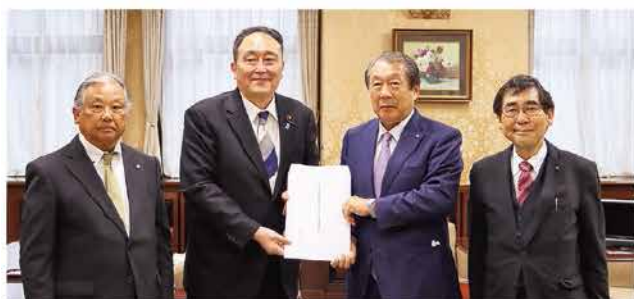


左から野坂筆頭副会長、宮沢税制調査会長、田中専務理事

## 財務省

11月1日

財務副大臣 井上 貴博 氏



左から田中税制副委員長、井上副大臣、飯野税制委員長、田中専務理事

## 国税庁

表敬訪問 12月7日

長官 阪田 渉 氏  
次長 星屋 和彦 氏  
課税部長 堀内 斉 氏

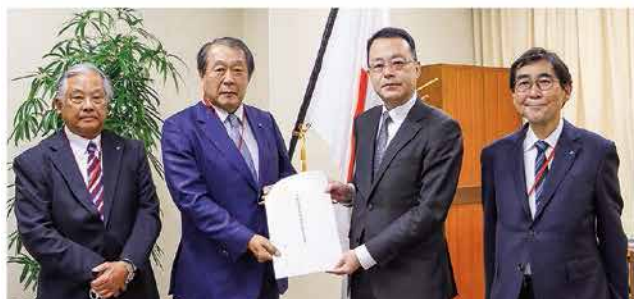


右手前から堀内課税部長、阪田国税庁長官、星屋次長  
左手前から飯野税制委員長、小林会長、田中専務理事

## 中小企業庁

10月27日

長官 角野 然生 氏



左から田中税制副委員長、飯野税制委員長、角野中小企業庁長官、田中専務理事

## 総務省

10月27日

自治税務局長 川窪 俊広 氏



右側 川窪自治税務局長  
左奥から飯野税制委員長、田中専務理事、田中税制副委員長

# 令和5年度税制改正スローガン

- ポストコロナの経済再生と財政健全化を目指し、税制改革の実現を！
- 適正な負担と給付の重点化・効率化で、持続可能な社会保障制度の確立を！
- 厳しい経営環境を踏まえ、中小企業の活性化に資する税制を！
- 中小企業にとって事業承継は重要な課題。本格的な事業承継税制の創設を！

## 令和5年度税制改正に関する提言（要約）

### 【基本的な課題】

#### 1. 税・財政改革のあり方

・コロナ禍が最悪期を脱しウイルスとの共生段階に入ったとされる今、まずはこのコロナ対策財源の借金返済をどう進めるかが最大の課題である。

・すでに米国、イギリス、ドイツなどではコロナ禍の真只中にあつた時期から、増税などを含めた大枠の返済計画を示し実行に移し始めた。我が国においても、少なくとも国債で賄ったコロナ対策費の負担について、将来世代に先送りせず現世代で解決するよう返済計画を策定することが急務である。

#### 1. 財政健全化に向けて

・これまでも財政を左右すると指摘されてきた団塊の世代が、ついに本年度から後期高齢者に入り始めた。本来なら、それまでに少なくともPB黒字化を達成しておかねばならなかった。財政健全化が国家的課題であることを政治家も国民も再確認し不退転の決意で臨む必要がある。

(1) コロナ禍は最悪期を脱し社会経済活動は平時に戻りつつあるが、その影響がなくなったわけではない。このため、相応の需要喚起を行うことも必要ではあるが、それがバラマキ政策とならないよう十分配慮すべきである。

(2) 財政健全化は国家的課題であり、コロナ禍収束後は本格的な歳入・歳入の一体的改革に入れるよう準備を進めることが重要である。歳入では安易に税の自然増収を前提とすることなく、また歳出については聖域を設けずに分野別の具体的な削減・抑制の方策と工程表を明示し、着実に改革を実行するよう求める。

(3) 国債の信託が揺らいだ場合、長期金利の急上昇など金融資本市場に多大な影響を与え、成長を阻害することが考えられる。すでに日銀は政府による過剰な依存が主因とはいえず、国債保有が異常に高い水準に達しているほか、株式市場でも市場機能を歪めかねない存在となっている。いずれ金融政策は正常化させねばならず、その際には政府と日銀が健全な関係を構築し、副作用を最小限に抑えるよう細心の政策運営が求められる。

#### 2. 社会保障制度に対する基本的考え方

・社会保障給付費は公費と保険料で構成されており、財政のあり方と密接不可分の関係にある。現状の「中福祉・低負担」という不均衡を「中福祉・中負担」という正常な姿に改革するには、適正な負担を確保するとともに、給付を「重点化・効率化」により可能な限り抑制するしか方法はない。

・社会保障のあり方では「自助」「共助」「共助」の役割と範囲を改めて見直すほか、公平性の視点が重要である。医療保険の窓口負担や介護保険の利用者負担などの本人負担については、高齢者においても負担能力に応じた公平な負担を原則とする必要がある。

(1) 年金については、「マクロ経済スライドの厳格対応」、「支給開始年齢の引き上げ」、「高所得高齢者の基礎年金国庫負担相当分の年金給付削減」等、抜本的な施策を実施すべきである。

(2) 医療は産業政策的に成長分野と位置づけ、デジタル化対応など大胆な規制改革を行う必要がある。給付の急増抑制や都市と地方、診療科間の公平性を確保するために診療報酬（本体）の配分等を見直すとともに、政府の新目標である「ジェネリックの普及率」全ての都道府県で80%以上」を達成する必要がある。

(3) 介護保険については、制度の持続性を高めるために真に介護が必要者としていない者とのメリハリをつけ、公平性の視点から給付及び負担のあり方を見直す必要がある。

(4) 生活保護については、給付水準のあり方などを見直すとともに、不正受給の防止などさらなる厳格な運用が不可欠である。

(5) 少子化対策では、現金給付より保育所や学童保育等を整備するなどの現物給付に重点を置くべきである。その際、企業も積極的に子育て支援に関与できるように、企業主導型保育事業のさらなる活用に向けて検討する。

また、子ども・子育て支援等の取り組みを着実に推進するためには安定財源を確保する必要があり、

(6) 中小企業の厳しい経営実態を踏まえ、企業への

#### 3. 行政改革の徹底

・行政改革を徹底するに当たっては、地方を含めた政府・議会が「まず陣より始めよ」の精神に基づき自ら身を削ることが重要である。以下の諸施策について、直ちに明確な期限と数値目標を定めて改革を断行するよう強く求める。

(1) 国・地方における議員定数の大胆な削減、歳費の抑制。

(2) 厳しい財政状況を踏まえ、国・地方公務員の人員削減と、能力を重視した賃金体系による人件費の抑制。

(3) 特別会計と独立行政法人の無駄の削減。

(4) 積極的な民間活力導入を行い成長につなげる。

#### 4. マイナンバー制度について

・マイナンバー制度は、すでに運用を開始しているが、未だ国民や事業者が正しく制度を理解しているとは言い難い。それはマイナンバーカードの低い普及率などに表れている。コロナ禍の混乱が結果によるという点を踏まえ、政府は制度の意義の周知に努め、その定着に向け本腰を入れて取り組んでいく必要がある。

#### 5. 今後の税制改革のあり方

### II. 経済活性化と中小企業対策

・我が国の社会経済活動はようやくコロナとの共生段階に入ったが、欧米のように本格化はしていない。このため、業種によっては依然として苦境から脱出できない企業も多い。政府にはモラルハザードが生じないよう十分に注意しつつ実効性ある対応が求められる。

1. 中小企業の活性化に資する税制措置

・中小企業は地域経済の担い手であるだけでなく、我が国経済の礎である。コロナ禍の影響が依然残っているだけでなく、エネルギーや原材料価格の上昇などが重なり、経営環境は一段と厳しさを増している。中には廃業に追い込まれる例も珍しくない。そうした中で求められるのは、健全な経営に取り組んでいる企業が、持てる能力を十分に発揮できるような税制の確立である。

(1) 法人税率の軽減措置

・中小法人に適用される軽減税率の特例15%を本則化すべきである。また、昭和56年以來、800万円以下に据え置かれていた軽減税率の

適用所得金額を、少なくとも1600万円程度に引き上げる。なお、本制度は令和5年3月末日が適用期限となっていることから、直ちに本則化することが困難な場合は適用期限を延長する。

(2) 中小企業の技術革新など経済活性化に資する措置

・租税特別措置については、公平性・簡素化の観点から、政策目的を達したものは廃止を含めて整理合理化を行う必要があるが、中小企業の技術革新など経済活性化に資する措置は、以下のとおり制度を拡充したうえで本則化すべきである。

① 中小企業投資促進税制については、対象設備を拡充したうえで、「中古設備」を含める。なお、それが直ちに困難な場合は、令和5年3月末日となっている適用期限を延長する。

② 少額減価償却資産の取得価額の損金算入の特例措置については、損金算入額の上限（合計300万円）を撤廃し全額を損金算入とする。

(3) 中小企業等の設備投資支援措置

・中小企業経営強化税制（中小企業等経営強化法）や、中小企業が取得する償却資産に係る固定資産税の特例（先端設備等導入制度）等を適用するに当たっては、手続きを簡素化するとともに、事業年度末（賦課期日）が迫った申請や認定について弾力的に対処する。

なお、「中小企業経営強化税制」「固定資産税の特例」「中小企業防災・減災投資促進税制」「デジタルトランスフォーメーション投資促進税制」は、令和5年3月末日が適用期限となっていることから、適用期限を延長する。

#### 2. 事業承継税制の拡充

・我が国企業の大半を占める中小企業は、地域経済の活性化や雇用の確保などに大きく貢献している。中小企業が相続税の負担等によって事業が承継できなくなれば、経済社会の根幹が揺らぐことになる。

(1) 事業用資産を一般資産と切り離した本格的な事業承継税制の創設

我が国の納税猶予制度は、欧州主要国と比較すると限定的な措置にとどまっており、欧州並みの本格的な事業承継税制が必要である。とくに、事業継続に資する相続税については、事業従事を条件として他の一般資産と切り離し、非上場株式を含めて事業用資産への課税を軽減あるいは免除する制度の創設が求められる。

(2) 相続税、贈与税の納税猶予制度の充実に

① 猶予制度は納税猶予制度に改める。

② 新型コロナウイルスの影響などを考慮すると、より一層平成29年以前の制度適用者に対して要件を緩和するなど配慮すべきである。

③ 国は円滑な事業承継が図られるよう、経営者に向けた制度周知に努める必要がある。

### 3. 消費税への対応

・消費税は社会保障の安定財源確保と財政健全化に欠かせないが、軽減税率制度は事業者の事務負担が大きい。え、税制の簡素化、税務執行コストおよび税収確保などの観点から問題が単一税率のため、かねてから税率10%程度までは単一税率が望ましく、低所得者対策は「簡素な給付措置」の見直しで対応するのが適当であることを指摘してきた。政府は、国民や事業者への影響、低所得者対策の効果等を検証し、問題があれば同制度の是非を含めて見直しが必要である。

(1) 令和5年10月から導入される「インボイス制度」について、すでに「インボイス発行事業者」の登録申請がはじまっているものの、事業者のインボイス制度に対する理解が十分に深まっていないと言われている。さらに、新型コロナウイルスは小規模事業者等の事業継続に大きな困難をもたらした。これら事業者が事務負担増や取引から排除等の理由により休業に追い込まれることのないよう、当面は現行の「区分記載請求書等保存方式」の維持、または免税事業者からの仕入税額相当額の8割を控除できる経過措置を当分の間維持するなど、弾力的に対応すべきである。

(2) インボイス制度を実施するのであれば、国は事業者間に混乱が生じないよう制度の周知を徹底するとともに、事務負担が軽減するような環境整備が必要である。また、課税事業者が免税事業者と取引を行うに際し、取引価格の引下げや取引の停止などの不利益を与えないよう、実効性の高い対策をとるべきである。

(3) 消費税の滞納防止は税率の引き上げに伴ってより重要な課題となっている。消費税の制度、執行面においてさらなる対策を講じる必要がある。

(4) インボイス制度や電子帳簿保存法の改正による電子データ保存の義務化に対応するなど、事業者の事務負担、納税協力コストは年々増加している。特に電子データ保存の義務化については、全ての事業者が対象となっており影響は大きい。システム改修や従業員教育など、事務負担が増大する中小企業に対して特段の配慮が求められる。

### Ⅲ. 地方のあり方

・今般のコロナ禍は国と地方の役割分担の曖昧さだけでなく、自治体と診療所を含む医療機関の間での意思疎通不足を表面化させ、これによる混乱は現在も尾をひいている。医療制度の抜本改革の必要性については前述したが、現行制度下でも病院間の役割分担や広域的な救急医療など自治体のリーダーシップで解決できる問題は少なくない。

要は行政と医療機関のやる気なのである。地方自身がそれぞれの特色や強みをいかした活性化戦略を構築し、地域の民間の知恵と工夫により、新たな地場技術やビジネス手法を開発していくことが不可欠である。その際に最も重要なのは、地方が自立・自助の精神を理念とし、自らの責任が必要な安定財源の確保や行政改革を企画・立案し実行していくことである。

(1) 地方創生では、さらなる税制上の施策による本社機能移転の促進、地元の特性に根差した技術の活用、地元大学等の連携などによる技術集積づくりや人材の育成等、実効性のある改革を大胆に行う必要がある。また、中小企業の事業承継の問題は地方創生戦略との関係からも重要と認識すべきである。

(2) 広域行政による効率化や危機対応について早急かつ具体的な検討を行うべきである。基礎自治体（人口30万人程度）の拡充を図るため、さらなる市町村合併を推進し、合併メリットを追求する必要がある。

(3) 国に比べて身近で小規模な事業が多い地方の行政改革には、「事業仕分け」のような民間のチェック機能を活かした手法が有効であり、各自治体においても広く導入すべきである。

(4) 地方公務員給与は近年、国家公務員給与と比べたラスパインデックス指数（全国平均ベース）が改善せず高止まりしており、適正な水準に是正する必要がある。そのためには国家公務員に準拠するのではなく、地域の民間企業の実態に準拠した給与体系に見直すことが重要である。

(5) 地方議会は大胆にスリム化するとともに、より納税者の視点に立つて行政に対するチェック機能を果たすべきである。また、高すぎる議員報酬の一層の削減と政務活動費の適正化を求め、行政委員会委員の報酬についても日当制を広く導入するなど見直すべきである。

### Ⅳ. 震災復興等

・これまでの効果を十分に検証し、予算の執行を効率化するともに、原発事故への対応を含めて引き続き適切な支援を行う必要がある。とりわけ被災地における企業の定着、雇用確保を図ることが重要であり、実効性のある措置を講じるよう求める。

また近年、熊本をはじめとした強い地震や台風などによる大規模な自然災害が相次いで発生している。東日本大震災の対応などを踏まえ、被災者の立場に立った適切な支援と実効性のある措置を講じ、被災地の確実な復旧・復興等に向けて取り組みなければならぬ。その際、被災者支援の観点から、災害による損失を雑損控除と切り離した、新たな控除制度の創設について検討すべきである。

### V. その他

#### 1. 納税環境の整備

・環境問題に対する税制上の対応  
・欧米などの制度や議論の動向を見極めつつ、既存のエネルギー関係税制との調整を図り、幅広い観点から十分な検討が行われるべきである。

#### 2. 租税教育の充実

#### 《税目別の具体的課題》

##### 1. 法人税関係

(1) 役員給与の損算入の拡充  
① 役員給与は損算入とすべき  
② 同族会社も業績連動給与の損算入を認めるべき

##### 2. 所得税関係

(1) 所得税のあり方  
① 基幹税としての財源調達機能の回復  
② 各種控除制度の見直し  
各種控除は、社会構造変化に対応して合理的なものに見直す必要がある。とくに、人的控除については累次の改正の影響を見極めながら、適正化を図るべきである。

##### ③ 個人住民税の均等割

地方税である個人住民税の均等割についても、応益負担原則の観点から適正水準とすべきである。

##### (2) 少子化対策

#### 3. 相続税・贈与税関係

(1) 現在、政府等において、「資産移転の時期の選択に中立的な税制」の構築に向け、相続税と贈与税をより一体的に捉えて課税することが検討されている。制度を見直すに当たっては、格差拡大を防止することに留意する必要があるが、税負担が今以上に重くならない仕組みとすべきである。

また、現行の相続税の課税方式（法定相続分課税）は、相続人の相続額に応じた課税がされず、一人の相続人の申告漏れが他の相続人にも影響する等の問題が指摘されており、課税方式のあり方についても併せて検討することが必要である。

(2) 制度が見直されるまでの間、贈与税は経済の活性化に資するよう、以下のとおり見直すべきである。

① 贈与税の基礎控除を引き上げる。  
② 相続時精算課税制度の特別控除額（2500万円）を引き上げる。

#### 4. 地方税関係

(1) 固定資産税の抜本的見直し  
令和4年度の全国の公示地価は、2年ぶりに上昇に転じた。同年度税制改正では、商業地等の

地価が大きく上昇した場合の負担調整措置が講じられた。令和5年度においてもコロナ禍の影響はまだ残るとみられており、引き続き同様の措置が必要である。さらに、都市計画税と合せて評価方法および課税方式を抜本的に見直すべきである。

① 商業地等の宅地を評価するに当たっては、より収益性を考慮した評価に見直す。  
② 家屋の評価は、経過年数に応じた評価方法に見直す。  
③ 償却資産については、納税者の事務負担軽減の観点から、申告対象外となる「少額資産」の範囲を国税の中小企業の少額減価償却資産（30万円）にまで拡大するとともに、賦課期日を各法人の事業年度末とする。また、諸外国の適用状況等を踏まえ、廃止を含め抜本的に見直すべきである。

④ 固定資産税の免税点については、平成3年以降改定がなく据え置かれているため、大幅に引き上げる。  
⑤ 国土交通省、総務省、国税庁がそれぞれの目的に応じて土地の評価を行っているが、行政の効率化の観点から評価体制は一元化すべきである。

(2) 事業所税の廃止  
市町村合併の進行により課税主体が拡大するケースも目立つ。事業所税は固定資産税と二重課税的な性格を有することから廃止すべきである。

(3) 超過課税  
住民税の超過課税は、個人ではなく主に法人を課税対象としているうえ、長期間にわたって課税を実施している自治体が多い。課税の公平性を欠く安易な課税は行うべきでない。

#### (4) 法定外目的税

法定外目的税は、税の公平性・中立性に反することのないよう配慮するとともに、税収確保のために法人企業に対して安易な課税は行うべきではない。

#### 5. その他

(1) 配当に対する二重課税の見直し  
(2) 森林環境税  
令和6年度から施行される森林環境税について、現在、先行して別の財源を使って地方自治体に配分（令和4年度は500億円）されているが、その半分が使い残され基金として積み立てられているとの指摘がある。これでは税が有効に活用されているとは言いがたい。配分方法のあり方など、制度自体を抜本的に見直すべきである。

#### (3) 電子申告

## 法人会全国大会千葉大会参加報告

税制委員長 加藤 欽也

令和4年10月13日、第38回法人会全国大会が千葉県千葉市の幕張メッセ・幕張イベントホールで開催され、全国の法人会から約1650名の参加がありました。当法人会からは、川角副会長と私の2名が参加しました。大会は、第1部では、キャスターでジャーナリストの安藤優子氏による「女性がテレビで働くということ」と題した記念講演会が開催されました。大物政治家への数多くの取材経験をもとにお話をされました。大学生のころバイトをしていた時、内閣改造の日に上司から金丸信さん取材して聞いてきなさいと言われ自宅を訪問したが、何の経験もない自分には何も答えてもらえなかつたそうです。また、中曽根前総理に取材させて戴いたときには「取材で大切なのは人の意見をよく聞くこと、それが一番だ。」という事を強く言われたとのことでした。取材でのいろいろな経験が今に繋がっているとのことでした。さすがに現役のキャスターですので飽きさせない素晴らしい講演でした。

第2部の式典では、小林栄三全法連会長挨拶の後、阪田渉国税庁長官他よりご祝辞をいただき、その後各種表彰状の贈呈、令和5年度税制改正に関する提言の報告、租税教育活動報告、大会宣言の読み上げなどがあり大会は幕を閉じました。次回の全国大会は、10月18日に群馬県高崎市で開催される予定です。



## 全国青年の集い沖縄大会参加報告

青年部会副部長 野々村 武志

11月24・25日と沖縄で開催されました「第36回法人会全国青年の集い・沖縄大会」に部会長の代理で参加させていただきました。

初日は午後から租税教育プレゼンテーション12単会、健康経営大賞5県連と5単会（企業）の発表がありました。今回、健康経営大賞に雲南法人会の株式会社きこり・大高賢二君が約170社の中から選ばれた5名に選出され、その発表の応援に駆け付けることが最大の目的でした。会場は沖縄アリーナで非常に大きく、圧倒される雰囲気の中、素晴らしいプレゼンをされました。結果は二日目の大会式典でわかります。ハラハラ・ドキドキの初日を過ごしました。

租税教育プレゼンテーションは雲南法人会で行っている内容よりさらに各地域で工夫・改良がなされており、より小中学生に理解してもらえらるかを考えた活動をしておられ、市議会議事堂を利用していただき、学んだことを壇上で市長、議長をお迎えし、その場で発表する形式をとっている単会、カードを使い建物にどのくらい税金が使われているかを考えながら街づくりをしているゲーム的な内容で租税教育をしている単会ほか、それぞれの工夫が我々の今後に参加になる発表が行われました。これを役員会全体会で協議し活用させてもらいたいと思います。

二日目、朝から部会長サミット（円卓会議）では「部会員増強と会の活性化」についてディスカッションしました。地域によって違う部分があるのとあり、都会と田舎の違い、年間行事の違い等様々な点の違いがある中、どこも部会員の高齢化と減少には困っていることがわかりました。法人会へ参加してのメリットをどのように新入会員さんへ伝え、勧誘できるかが一つの論点になりました。その中で、各地域で取り組んでいる内容は、勉強になることも多く、今後の活動に活かせるものになったと思います。

そして午後、大会式典で租税教育活動・健康経営大賞の結果発表がありました。健康経営大賞に出席された株式会社きこり・大高賢二君、みごと最優秀賞を獲得され、一つの記録を残しました。社内雰囲気を経営者としてどのようにしていくか、それを一番に考え、行動し、社員のケガの予防、そこから売上増加につなげていく。従業員を一番に考えて行動しているからこそ実行できた成果がわかりました。大高君、本当におめでとうございます。

今回、沖縄大会に部会長代理として参加させていただきました。部会長サミット等は特別参加ではありませんが、内容の濃い大会で今後の活動等に生かしていただける内容であったと思います。今後、雲南法人会の活動に活かし、租税教育、健康経営を青年部会内でパワーアップさせていきたいと思っております。



## 新入会員紹介（令和4年度）

	支部・地区名	法人名	代表者名	加入月
正会員	奥出雲支部	仁多興産(有)	佐藤 和彦	10月
	雲南市支部三刀屋地区	鍼ツリーサービス(株)	山根 敬司	11月
賛助会員	雲南市支部木次地区	(株)Canvas雲南支社	藤井 寛幸	11月

マンガ  
でわかる!

# 法人会自主点検チェックシート

- 法人事業概況説明書編 -

国税庁後援



お問い合わせ先

 公益社団法人 雲南法人会

電話番号 0854-45-0212  
URL: unnan-h@bs.kkm.ne.jp

雲南市支部  
加茂地区

## 株式会社 出雲たかはし

製麺業

代表取締役社長 **高橋 大輔**  
たか はし だい すけ  
昭和55年9月26日生まれ



◆私の趣味  
キャンプ・スノーボード

◆私の健康法  
毎日ラーメン健康生活

◆我が社のモットー  
おいしさを通じて、みんなの  
笑顔と感動の輪をひろげます

弊社は昭和24年から出雲そば、ラーメン、  
パスタ等の麺製造を行っており、地元の土産  
店や飲食店、また全国のスーパーやミシュラ  
ン三つ星の高級料亭へ販売しております。

私は20歳のときに東京から帰郷し、海外  
事業や営業等の経験をした後、24歳の時に3代目社長として就任しま  
した。就任後は、食品事故や品質の不安定による返品や回収等も重なり、  
幾度となくピンチを迎えましたが、社員とともに一つ一つの問題に諦め  
ず真摯に取り組む、現場から少しずつ改善を行った結果、取引先の信用を  
取り戻すことに繋げることができました。

近年は社内のDX化にも取り組み、生産・受注管理や社内コミュニケー  
ションを円滑にし、培ったノウハウを他社に提供するコンサル業務も  
行っております。これからも社員と共に成長し、誇りある豊かな人生を  
築いていく為に、美味しさと新しい価値を創りあげ、限りなき麺作りへ  
の挑戦を続けて参ります。

雲南市支部  
三刀屋地区

## 有限会社 千原コーテック

建設業・塗装業

代表取締役 **藤原 美樹**  
ふじ はら よし き



◆好きな言葉（座右の銘）  
なんとかなーわい！

◆趣味  
スキー・ギター・宇宙の話

◆健康法  
腹筋・腕立て伏せ・晩酌

◆いつも読んでいる本  
宇宙のうらがわ  
工事標準仕様書

◆わが社のモットー  
真心をもって自己研鑽に励む

私は中学卒業と同時に親元を離れ、大  
阪で就職、同時に夜間高校から大学の建  
築科を卒業し、結婚し子どもも授かりま  
した。しばらく建設会社にいましたが、  
長男であることの重圧から昭和61年に地元へ戻り、縁あって有限会社  
千原塗装店（現：有限会社千原コーテック）に入社しました。仕事をす  
るにあたって、相談してくれる方のお役に立ちたい、頼りになる人間で  
ありたいと思い、眼前のご依頼に切磋琢磨しているうちに、気が付けば  
30数年がたちました。前社長とは親族ではありませんが、平成20年  
には社長に任命され、今年で15年になります。

ご依頼された方の要望をまとめ、状況や予算などのご希望から適切と  
思われる工法を選び、お客様に満足していただけるようお世話をするの  
が私の役目です。

毎日こまごまと仕事は尽きませんが、体調に留意し、施主様にも従業  
員にも誠意をもって、調和のとれた会社経営ができるよう日々チャレン  
ジしてまいります。

雲南市支部  
掛合吉田地区

## 有限会社 岡田建設

建設業・コンビニ事業

代表取締役 **おか だ まこと**  
**岡 田 誠**

昭和52年7月28日生まれ



❑座右の銘

楽しいから笑うのではない、  
笑うから楽しいのだ。

❑私の趣味

バイクツーリング・野球観戦  
BBQ

❑わが社のモットー

吉田を守り、吉田を盛り上げる

当社は、大正5年に大工として曾祖父が創業しました。祖父の代で土木工事業を、父の代で現在の有限会社岡田建設とし建築・土木が主体の総合建設業として現在に至ります。また平成2年には新規事業としてコンビニ事業に参入し、奥出雲町でファミリーマート2店舗を開店しました。

私は大阪の建設会社で土木のノウハウと、人との関わり方を学んできました。吉田には尾道松江線のインター線ができるタイミングで帰省し入社しました。その頃は工事量も多く多忙を極めておりましたが、従業員のみなどと共に働くことでいい関係を築けたように思います。

その後、令和2年8月より社長に就任いたしました。創業100年を超えるこの会社を次世代につなぎ、近年の大雪や豪雨災害などから吉田を守る「地域の守り手」として在り続ける事が私の役目だと感じております。

コロナも収束に向かいまた皆様とご縁をいただきたいと思っておりますので、今後ともよろしくお願いたします。

奥出雲支部

## 有限会社 クオリティライフ

介護サービス

代表取締役 **いし はら なお き**  
**石 原 直 樹**

昭和36年3月8日生まれ



❑私の好きな言葉

誠実・力行・明朗・率直

❑私の趣味

カメラ・温泉

❑私の健康法

夏場の田んぼの草刈りと半身浴

❑最近読んだ本

静思のすすめ

❑わが社のモットー

一期一会出会いを大切に

ある出会いから、平成17年4月に介護サービス事業を行うために会社を設立し、同年11月にデイサービス（定員15名）とグループホーム（1ユニット9名）を開設しました。民間企業として初めてこの地域で介護

事業に進出したわけですが、認知症の方が入所するグループホームの認識不足もあり大変な時期もありました。平成25年には地域の皆さんからの要望もありグループホーム1ユニット追加と住宅型有料老人ホーム（7室）の増設を行い、地域の課題解決に向けた取組みが出来ました。また平成28年からは、「介護予防・日常生活支援・地域商業の活性化」を目的としたショッピングリハビリを地元の横田蔵市内に店舗を構えて行っています。まだまだ高齢化率は上がっていきませんが逆に労働生産人口の減少が著しくなっていくので、人材確保・事業承継・事業の多角化などの諸問題にも取組み、地域に必要な企業としてこれからも頑張っていきたいと思っております。

# 大東税務署からのお知らせ

事務負担軽減?  
補助金も?

## インボイス制度、 支援措置があるって本当!?

税負担軽減?



本当です! そのための税制改正(案)が閣議決定されています。  
また、令和4年度補正予算で各種補助金が拡充されました。

### 免税事業者から課税事業者になる方へ

納税額が売上税額の2割に軽減?

インボイスの登録で補助金が50万円上乘せ?

登録申請、4月以降でも大丈夫?

### 既に課税事業者の方も

会計ソフトに補助金?

少額取引はインボイス不要って?

少額な値引き・返品は対応不要?

### 小規模事業者向け

### 納税額が売上税額の2割に軽減?

免税事業者からインボイス発行事業者になった場合の税負担・事務負担を軽減するため、  
売上税額の2割を納税額とすることが出来ます!

**対象になる方** 免税事業者からインボイス発行事業者になった方(2年前(基準期間)の課税売上が1000万円以下等の要件を満たす方)

**対象となる期間** 令和5年10月1日～令和8年9月30日を含む課税期間  
※個人事業者は、令和5年10～12月の申告から令和8年分の申告まで対象

売上・収入を把握するだけで  
申告でき、経費等の集計は不要!  
事前の届出も不要!

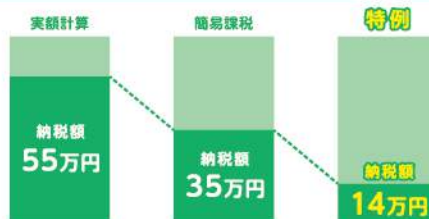
**事例** 売上700万円(税額70万円) ※サービス業  
経費150万円(税額15万円)



実額計算の場合▶  
70万円 - 15万円 = 55万円

簡易課税の場合▶  
70万円 - 35万円\* = 35万円  
\*70万円×50%(サービス業のみなし仕入率)

特例の場合▶ **70万円 × 2割 = 14万円**



消費税の申告を行うためには、通常、経費等の集計やインボイスの保存などが必要となりますが、この特例を適用すれば、所得税・法人税の申告で必要となる売上・収入を税率毎(8%・10%)に把握するだけで、簡単に申告書が作成できるようになります!

また、事前の届出も不要で、申告時に適用するかどうかの選択が可能です!

補助金の拡充や事務負担の軽減措置は裏面へ

財務省  
Ministry of Finance, Japan



## 小規模事業者向け

## インボイスの登録で補助金が50万円上乘せ?

持続化補助金について、免税事業者がインボイス発行事業者に登録した場合、補助上限額が一律50万円加算されます!

**対象** 小規模事業者

**補助上限** 50~200万円(補助率2/3以内) ※一部の類型は3/4以内

▶ **100~250万円(インボイス発行事業者の登録で50万円プラス)**

**補助対象** 税理士相談費用、機械装置導入、広報費、展示会出展費、開発費、委託費等



## 中小事業者向け

## 会計ソフトに補助金?

IT導入補助金(デジタル化基盤導入類型)について、安価な会計ソフトも対象となるよう、補助下限額が撤廃されました!

**対象** 中小企業・小規模事業者等

**補助額** ITツール ~50万円(補助率3/4以内)、50~350万円(補助率2/3以内) ※下限額を撤廃

PC・タブレット等 ~10万円(補助率1/2以内) レジ・券売機等 ~20万円(補助率1/2以内)

**補助対象** ソフトウェア購入費、クラウド利用費(最大2年分)、ハードウェア購入費等



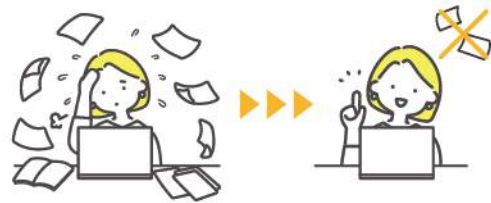
## 中小事業者向け

## 少額取引はインボイス不要って?

1万円未満の課税仕入れ(経費等)について、インボイスの保存がなくても帳簿の保存のみで仕入税額控除ができるようになります!

**対象になる方** 2年前(基準期間)の課税売上が1億円以下  
または1年前の上半期(個人は1~6月)の  
課税売上が5千万円以下の方

**対象となる期間** 令和5年10月1日~令和11年9月30日



## すべての方が対象

## 少額な値引き・返品は対応不要?

1万円未満の値引きや返品等について、返還インボイスを交付する必要がなくなります!

振込手数料分を値引処理する場合も対象です!

**対象になる方** すべての方

**対象となる期間** 適用期限はありません。



## すべての方が対象

## 登録申請、4月以降でも大丈夫?



大丈夫です!4月以降の申請でも制度開始時に登録が可能です!

詳しくはこちらまで

税制改正案の  
内容



持続化補助金



IT導入補助金



インボイス制度  
特設サイト



その他インボイス制度の一般的なご質問やご相談は、インボイスコールセンターまで

**0120-205-553** フリーダイヤル(無料)

受付時間 9:00から17:00(土日祝除く)

※個別相談は、所轄の税務署への事前予約をお願いします。

# 電子納税証明書(PDF)が さらに便利に!スマホで請求! スマホで受取!



電子納税証明書(PDF)は、お手持ちのスマートフォンやタブレット端末からもe-Taxを使って請求から受取まで簡単な操作でできますので、是非ご利用ください!

電子納税証明書(PDF)の請求から受取まで新たにスマホでもできるようになりました!



## 電子納税証明書(PDF)のメリット!

- ✔ **メリット01** 税務署窓口に行く必要がなく、**請求から受取まで非対面**でできます!
- ✔ **メリット02** **手数料がオトク!** (1税目1年度あたり370円)  
※書面での請求の場合は、1税目1年度1枚あたり400円
- ✔ **メリット03** 期限内であれば、書面として**何枚でも**印刷してお使いいただけます!  
※コンビニエンスストアの印刷サービスを利用する場合には、別途手数料がかかります。
- ✔ **メリット04** 期限内であれば、ダウンロードした電子データは**何度でも**お使いいただけます!



## .....簡単な3ステップ 請求から受取までの流れ.....



### 留意点

ご利用に当たっては、納税者本人(法人の場合は代表者本人)のマイナンバーカードが必要です。  
スマホを利用した電子納税証明書(PDF)の請求は、本人(法人の場合は代表者本人)のみ行うことができます。  
代理人の方はお手持ちのパソコンから請求してください。

詳しい  
手続きは  
こちらから▶



読み取れない場合はこちらから  
[https://www.nta.go.jp/taxes/  
nozel/nozei-shomei/01.htm](https://www.nta.go.jp/taxes/nozel/nozei-shomei/01.htm)



国税庁 国税庁ホームページ  
<https://www.nta.go.jp/>

納税証明書の便利な請求、受取方法は他にもあります。詳しくは、裏面をご覧ください。

# 他にもまだある 納税証明書の 便利な請求&受取方法!!



納税証明書の請求には e-Tax を使ったオンライン請求が便利ですので、是非ご利用ください。



## オンライン請求の手順 (税務署窓口で受け取る場合)

### 1 自宅やオフィスで請求

- ▶ パソコンをご利用の方は、e-Taxソフト(WEB版)から納税証明書請求データを作成できます。メインメニューの「申告・申請・納税」内の「新規作成」から、「納税証明書の交付請求(署名省略分)」を選択し作成してください。  
(注) e-Taxを初めてご利用になる場合は、開始届出書をオンラインで作成・提出し、利用者識別番号を取得してください。
- ▶ スマートフォンやタブレット端末をご利用の方は、e-Taxソフト(SP版)から作成できます。右のQRコードからアクセスしてください。(QRコードは(株)デンソーウェブの登録商標です。)



### 2 税務署窓口で本人確認

- ▶ 税務署窓口で本人であることが確認できる本人確認書類(運転免許証など)及び個人に係る請求の場合には、番号確認書類(マイナンバーカードなど)をご提示ください。
- ▶ 代理人による受取には、委任状及び代理人の本人確認書類(運転免許証など)のほか、個人に係る請求の場合には、本人の番号確認書類(マイナンバーカードなど)の写しが必要です。
- ▶ 本人確認書類の種類により、1枚の提示で足りるものと2枚の提示が必要なものがあります。詳しくは、国税庁ホームページにある「納税証明書の交付請求手続」をご確認ください。

ここからは、税務署窓口での手続となります。



### 3 手数料の納付

税務署窓口で収入印紙又は現金で手数料を納付します。

※手数料がおトクです。  
1税目 1年度 1枚370円  
書面での請求の場合は、1税目1年度1枚あたり400円

### 4 納税証明書の受取

#### オンラインで請求して郵送で受け取る方は

請求する方の電子署名を付与し、電子証明書を送信できる場合は、郵送での受取ができます。詳しい手続は、e-Taxホームページ内「書面の納税証明書を受取る場合について」をご覧ください。



- ※事前に電子証明書(マイナンバーカードなど)の取得が必要です。パソコンの場合はICカードリーダライタの購入が必要な場合があります。
- ※インターネットバンキングやATMなどからペイジーを利用して手数料及び郵送料を納付する必要があります。

R4.9

# キャッシュレス納付のご案内

国税の納付は、金融機関や税務署等の窓口に行く必要がない、非対面の「キャッシュレス納付」が大変便利です。

## 1>> ダイレクト納付



こんな方におススメ!

e-Taxで申告されている方、源泉所得税の毎月納付など頻繁に納付手続きをされている方

さらに詳しい情報は  
こちら



ダイレクト納付の申込みをすることで、e-Taxから簡単な方法で口座引落しにより納付する方法です。

納付方法

パソコンやスマホから、即時又は納付日を指定して、口座引落しにより納付する方法です。

事前手続

e-Tax利用開始届出書、ダイレクト納付利用届出書の提出が必要です。詳しくは裏面をご覧ください。



## 2>> 振替納税



こんな方におススメ!

申告所得税や個人事業者の消費税の確定申告書を提出する必要のある方

さらに詳しい情報は  
こちら



振替納税の申込みをすることで、毎年の確定申告等に係る国税を口座引落しにより納付する方法です。

納付方法

預貯金口座からの自動引落しにより納付する方法です。

事前手続

初回のみ振替依頼書の提出が必要です。  
※ e-Taxによる提出が可能です。



## 3>> インターネットバンキング等



さらに詳しい情報は  
こちら



納付方法

インターネットバンキング、モバイルバンキング又はATMから納付する方法です。

事前手続

インターネットバンキング又はモバイルバンキングの契約、e-Tax利用開始届出書の提出が必要です。

利用可能な金融機関については、「ペイジー(https://www.pay-easy.jp/)」でご確認ください。



## 4>> クレジットカード納付



さらに詳しい情報は  
こちら



納付方法

「国税クレジットカードお支払サイト(https://kokuzel.noufu.jp)」からお手持ちのクレジットカードを利用して納付する方法です。※納付税額に応じた決済手数料がかかります(決済手数料は国の収入になるものではありません)。

## 納付手続の特徴一覧

納付手段	便利に利用できる方	納付手続に必要なもの	利用可能税目	利用可能金額
ダイレクト納付	<ul style="list-style-type: none"> <li>e-Taxで申告をされている方</li> <li>源泉所得税の毎月納付など、頻繁に納付手続をされる方</li> <li>日付を指定して納付されたい方</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>e-Tax利用開始届出書の提出</li> <li>ダイレクト納付利用届出書の提出</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>全ての税目</li> <li>※納付手続方法により利用できない税目あり</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>金融機関により異なる</li> </ul>
振替納税	<ul style="list-style-type: none"> <li>申告所得税や消費税（個人）の確定申告書を毎年提出する必要のある方</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>振替依頼書の提出</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>申告所得税</li> <li>消費税（個人）</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>制限なし</li> </ul>
インターネットバンキング等	<ul style="list-style-type: none"> <li>e-Taxで申告をされている方</li> <li>インターネットバンキングやモバイルバンキングを利用されている方</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>e-Tax利用開始届出書の提出</li> <li>インターネットバンキング又はモバイルバンキングの契約</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>全ての税目</li> <li>※納付手続方法により利用できない税目あり</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>金融機関により異なる</li> </ul>
クレジットカード納付	<ul style="list-style-type: none"> <li>クレジットカードを利用されている方</li> <li>インターネットに接続できるPC・スマホ等をお持ちの方</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>クレジットカード</li> <li>※納付税額に応じた決済手数料あり</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>全ての税目</li> <li>※印紙を貼りつけて納付する場合等、利用できない税目あり</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>1,000万円未満かつカード利用可能範囲内</li> </ul>

### 地方税より納付方法のご案内

- 『地方税共通納税システム』から、次の税金が利用できます。
- ①法人都道府県民税 ②法人事業税 ③地方法人特別税 ④法人市町村民税 ⑤事業所税 ⑥個人住民税（特別徴収分、退職所得分）。
- 詳しくはeLTAXホームページ (<https://www.eltax.lta.go.jp>) をご覧ください。

※国税と地方税の電子納税の利用手続は、それぞれ手続が必要となります。  
なお、地方税共通納税システムは、地方税共同機構が運営しています。

金融機関に行かなくても  
自宅で国税と地方税の  
納付ができるね



### 利用可能時間



#### 電子納税の利用可能時間

下記のe-Taxの利用可能時間内で、かつ、ご利用の金融機関のシステムが稼働している時間となります。

#### e-Taxの利用可能時間

月曜日～金曜日（休祝日及び12月29日～1月3日を除きます。）24時間

（注）休祝日の翌稼働日は8時30分から利用開始となります。

毎月の最終土曜日及び翌日の日曜日の8時30分～24時

※利用可能時間については、メンテナンス作業等により変更する場合や、時期により延長する場合がありますので、事前にe-Taxホームページでご確認ください。



e-Taxホームページ <https://www.e-tax.nta.go.jp>

イータックス

検索



利用開始の手続き、利用可能時間、パソコンの推奨環境、e-Taxソフトの操作方法、よくある質問（Q&A）に関する最新の情報については、e-Taxホームページで詳しくお知らせしておりますのでご覧ください。

e-Taxソフト・確定申告書等作成コーナーの事前準備、送信方法、エラー解消などに関するご質問は「e-Tax・作成コーナーヘルプデスク」(TEL.0570-01-5901)へお問い合わせください。

ヘルプデスクの受付時間は、月曜日～金曜日 9時～17時（土日祝日及び12月29日～1月3日を除きます。）です。

リサイクル選定(A)  
この印刷物は、印刷用の紙へリサイクルできます。

令和3年9月

## 申告漏れがあった場合には…

# 売上げに関する帳簿を作成・保存していない事業者の方は加算税が重くなります

### 改正内容

帳簿を作成・保存する義務のある事業者の方について、売上げに関する帳簿を保存していなかったことや帳簿の売上げについての記載が不十分であったことが税務調査において把握された場合には、帳簿に記載すべき事項に関する申告漏れ等に対して通常課される加算税（過少申告加算税・無申告加算税）の割合が最大10%加重される措置が講じられました。

※ 令和6年1月1日以後に法定申告期限等が到来する申告所得税・法人税・消費税について適用されます。

（例）申告所得税の場合は、令和5年分の確定申告に対する修正申告等から対象

### 対象となる事業者

- ✓ 事業所得、不動産所得、山林所得を生ずべき業務を行う個人事業者
- ✓ 法人
- ✓ 消費税の課税事業者

会計ソフトを利用することで簡単に帳簿の作成ができます。会計ソフトの利用をぜひご検討ください。



### 対象となる帳簿

- ✓ 仕訳帳・総勘定元帳の売上げ（収入）の金額に関する部分
- ✓ 売上帳・現金出納帳などの売上げ（収入）の金額が確認できる帳簿

個人事業者の記帳・帳簿等の保存制度や、加算税の加重措置に関するQ&Aについては、国税庁ホームページをご覧ください。



記帳・帳簿等の保存制度



加重措置に関するQ&A

## アオリイカ養殖に世界初成功 温泉の「かけ流し方式」応用

産経新聞科学部記者 伊藤 壽一郎

日本の食卓になじみ深い海の幸のひとつである「イカ」は、漁獲量が急減しているにもかかわらず、長い間、養殖が不可能とされてきました。けれど、沖縄科学技術大学院大学（OIST）の研究チームが、最近の研究で持続的な養殖システムの開発に世界で初めて成功。5年後の商業化を目指して動き始めました。成功の背景には、日本らしい温泉の仕組みを生かそうというアイデアがあったそうです。

### ■不可能とされていたイカ養殖

日本のイカ漁獲量は、明治以降のピークだった昭和43年に約77万トンもありましたが、令和2年には約8万トンにまで減少。原因は、乱獲とも気候変動ともいわれますが、詳しいことはよく分かっていません。

世界では約60年前から、養殖によりイカ資源の確保を目指す研究が行われてきましたが、実現できませんでした。イカは、まるで頭のように見える長い胴体で、つぺんを先頭にして、脚側に海水を勢いよく噴射して泳ぎます。人間でいえば後向きに走るようなもので、水槽で育てようとすると壁に激突して傷つき死んでしまいます。

また、ふ化直後の幼体の餌も不明。水温や水質にもデリケートで、少しの環境変化で全滅してしまうことから、養殖は不可能だと言われてきました。

### ■持続困難の理由は海水劣化か

そこでOISTの研究チームは、さまざまなイカの中からアオリイカを養殖の対象に選びました。アオリイカは、一般的には耳やヒレと呼ばれる「エンペラ」という器官が大きく、これを波打たせることで、ゆっくりと泳いだり、海中で静止したりできます。そのため水槽の壁にぶつかりにくいのです。

また、ふ化直後の餌も、イサザアミという体長1cm前後の甲殻類の仲間が使えたと判明しており、幼体を成体に育て、産卵・ふ化させるところまでは成功例がありました。ただ、何世代にもわたり維持することは困難で、最も成功を収めた米国の研究チームでも、7世代でふ化率や生存率がわずかに数%に落ち、持続できませんでした。

この原因について、OISTのチームは、飼育時に使用する海水が自然界の状態と異なってしまうことが原因ではないかと推測しました。水槽に海水をくみ上げ、汚れると濾過ポンプで浄化し循環させていましたが、これだとどうしても海水が劣化してしまうからです。

### ■ふ化率、生存率9割超を実現

そこで、日本の温泉で次々と湧き出る温泉水を注ぎ続けて湯船を快適に保ち、あふれた分は循環させずに下水管に排出する「かけ流し方式」のように、フレッシュな海水をポンプで水槽に流し続け、あふれた分は海に排出する「海水かけ流し方式」を試してみました。すると、アオリイカ幼体のふ化後90日の生存率が90%を突破したのです。

さらに、幼体の様子をビデオで撮影し、餌を食べたかどうかや、成長の様子の分析にも取り組みました。そして、成長に最適な餌の分量や1日当たりの餌やり回数、水槽に入れるイカの密度などを割り出し、効率的な養殖システムを開発しました。

その結果、平成29年から今年までの5年間にふ化から繁殖までを10世代にわたって繰り返し、5万匹以上のアオリイカを誕生させることに成功。10世代目時点のふ化率や生存率は90%超を維持していました。

研究チームは、養殖システムの商業化に向け漁業関係者や企業、行政などとの連携を進め、システムについての特許も申請して、5年程度で商業化のめどをつけたいとしています。実現すれば、食用のイカ資源確保とともに、天然ものの乱獲抑制にもつながりそうですね。

【筆者紹介】 伊藤壽一郎(いとう・じゅいちろう)東京都生まれ。学習院大学卒業後、産経新聞社に入社し、文化部、経済部、社会部などを経て2002年から科学部。現在は文部科学省の科学技術部門を担当し、原子力から地震、宇宙、物理、化学、生物、ITまで、幅広い分野を取材対象としている。著書に『生きもの異変 温暖化の足音』（共著、扶桑社）、『新ライバル物語 闘いが生む現代の伝説』（共著、柏書房）などがある。



AIG損保

企業防衛・福利厚生目的に  
法人会のビジネスガードシリーズ



# Business Guard

会員企業をサポートする  
AIG損保のリスクソリューション



政府労災の上乗せ補償

**ハイパー任意労災**(業務災害総合保険)

会社で入る医療補償

**ハイパーメディカル**(業務災害総合保険・メディカル特約)

初期のご相談から賠償金対応まで。労務・雇用トラブルに備える

**スマートプロテクト**(総合事業者保険)

地域社会に貢献する

**ビジネスガードAUTO**(法人会の自動車保険)

企業向け第三者賠償責任保険

オールスターズ  
**ALL STARS**(事業賠償・費用総合保険)

火災と地震災害に備える

**プロパティガード+企業地震保険** (企業財産保険+  
財物損害補償特約+  
地震・噴火危険補償特約等)

個人情報の漏えい事故対策 マイナンバー対応

**情報漏えいガード**(個人情報漏洩保険)

役員個人を取り巻く各種訴訟リスクに備える

**MRP保険**(マネジメントリスクプロテクション保険)

海外進出企業向けサポートプラン

ワールドリスク  
**WorldRisk**

この広告は保険の概要をご説明したものです。

「企業地震保険」につきましては建物の構造や建物が建築された時期および所在地等によってはお引き受けができない場合がありますのであらかじめご了承ください。

2022年2月時点の内容です。

## AIG損害保険株式会社

〒105-8602 東京都港区虎ノ門4-3-20

03-6848-8500

午前9時～午後5時(土・日・祝日・年末年始を除く)

<https://www.aig.co.jp/sonpo>



お問い合わせ・お申し込みは

### 山陰支店

〒690-0006

島根県松江市伊勢宮町519-1 松江大同生命ビル6 F

TEL.0852-26-2781 FAX.0852-26-2776

午前9時～午後5時(土・日・祝日・年末年始を除く)

(22-073003)



がん保険にできることを、  
もっと。



## 幅広い保障による経済的な安心に加え、さまざまながんの悩みの解決をサポートするがん保険

ポイント  
1

**幅広い保障で経済的負担**をサポートします。

治療前の検査から治療後の外見ケアまで幅広い保障でしっかり備えることができます。また、公的医療保険制度の対象とならない新しい治療なども保障し、がん治療の選択肢が広がるようサポートします。

ポイント  
2

付帯サービス<アフラックのよりそうがん相談サポート(\*)>

2023年1月23日  
サービス提供開始予定

**アフラックのよりそうがん相談サポーター**が  
さまざまな**悩みの解決**をサポートします。

よりそうがん相談サポーターは、**がん患者様のご相談サポートの経験がある看護師・社会福祉士等のメンバーで構成された専任のサポートチーム**です。お一人おひとりに合わせて信頼できる情報や安心して利用いただけるサービスをご案内し、**お困りごとや疑問の緩和・解消をサポート**します。



(\*) アフラックのよりそうがん相談サポートはHatch Healthcare株式会社またはHatch Healthcare株式会社の提携先が提供するサービスであり、アフラックの保険契約による保障内容ではありません。サービスの詳細は、アフラックオフィシャルホームページ <https://www.aflac.co.jp/keiyaku/gansoudansupport.html> をご確認ください。

©商品およびサービスの詳細は「パンフレット」「契約概要」などをご確認ください。

引受保険会社

「生きる」を創る。

**Aflac アフラック**

島根支社 〒690-0003 島根県松江市朝日町498-6  
日進松江ビル5F

法人会用フリーダイヤル **0120-876-505**

※今後の対応は担当の募集代理店が行いません。

資料請求は  
お気軽にどうぞ!

アフラック 法人会

検索



**No.1** アフラック  
がん保険・医療保険  
保有契約件数  
令和3年版 インシュアランス生命保険統計号

さあ、保険の新次元へ。

T&D 保険グループ

# かけがえのない 物語を支えたい。

社員全員が家族や友人の如く、見えあひ、  
力をあわせて、一生懸命働いている。  
実は、日本の会社の99%はそのゆかりは中小企業です。  
その中小企業に生まれる情熱、信頼、希望、喜び、誇り、  
つらさ。それはいくつものかけがえのない物語。  
大同生命は経営者向け保険のバイネアスとして、  
そして、半世紀にわたり、さまざまな中小企業とともに  
歩んできたパートナーとして、  
中小企業の経営に、事業承継に、万が一のときの存続に、  
これからも寄り添い、ともに歩んでいきたいと思います。  
大きな変化を迎えているこの時代に、会社を守り、  
みんなが進んでいこうとしているお客様のためにできることも、  
私たちが全力で取り組んでいます。

その安心で、企業とともに未来をつくる。

おかげさまで120周年  
**DJIDO** 大同生命保険株式会社



CM特設サイトはこちら



山陰支社 出雲営業所/島根県出雲市塩冶善行町12-2(中村ビル3F) TEL 0853-21-4552

- ・公益社団法人雲南法人会 会報 **雲南66号**
- ・発行 公益社団法人雲南法人会 ・編集 広報委員会
- ・発行日 令和5年3月20日
- ・住所 雲南市三刀屋町三刀屋46-1 新和設備工業(株)2F  
TEL(0854)45-0212 FAX(0854)45-0215 E-mail:unnan-h@bs.kkm.ne.jp
- ・印刷 第一印刷株式会社